

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和 2年 6月 9日

兵庫県知事 殿

提出者

住所 大阪府大阪市中央区久太郎町2-5-30

氏名 前田建設工業株式会社関西支店  
常務執行役員支店長 諏訪 俊雅

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 06-6243-2414

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	前田建設工業株式会社関西支店（兵庫県管轄内作業所）
事業場の所在地	兵庫県管轄区域内
計画期間	令和 2年 4月 1日 ～ 令和 3年 3月 31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

**別紙 1, 2のとおり**

①事業の種類

②事業の規模

③従業員数

④産業廃棄物の一連の処理の工程

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項	別紙1, 2のとおり
(管理体制図)	

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項	別紙1, 2のとおり		
①現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の分別に関する事項	別紙1, 2のとおり
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

別紙1, 2のとおり

①現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

別紙1, 2のとおり

①現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項 **別紙1, 2のとおり**

①現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

 産業廃棄物の処理の委託に関する事項 **別紙1, 2のとおり**

①現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

②計画	<b>【目標】</b>	<b>別紙1, 2のとおり</b>	
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙1(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)  
 現状：前年度(令和元年度)実績量  
 計画：今年度(令和2年度)計画量

単位:トン/年

産業廃棄物の種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
	排出量 (前年度実績値の①)		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量 (前年度実績値の②+⑧)		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量 (前年度実績値の⑤)		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量 (前年度実績値の⑦)		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量 (前年度実績値の③+⑨)		全処理委託量 (前年度実績値の⑩)		優良認定処理業者への処理委託量 (前年度実績値の⑪)		再生利用業者への処理委託量 (前年度実績値の⑫)		認定熱回収業者への処理委託量 (前年度実績値の⑬)		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量 (前年度実績値の⑭)	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
0100燃え殻																				
0200汚泥	617	555	0	0	0	0	0	0	0	0	617	555	617	555	617	555	0	0	0	0
0300廃油																				
0400廃酸																				
0500廃アルカリ																				
0600廃プラスチック類	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0	2	2	0	0	0	0
0700紙くず																				
0800木くず	77	69	0	0	0	0	0	0	0	0	77	69	0	0	77	69	0	0	0	0
0900繊維くず																				
1000動植物性残渣																				
1100ゴムくず																				
1200金属くず																				
1300ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず																				
1400鉱さい																				
1500がれき類	1,076	968	0	0	0	0	0	0	0	0	1,076	968	7	7	1,069	962	0	0	0	0
1600動物のふん尿																				
1700動物の死体																				
1800ばいじん																				
2020建設系混合廃棄物(がれき類、陶磁器くず、廃プラスチック、木くず、紙くず)	72	64	0	0	0	0	0	0	0	0	72	64	13	12	72	64	0	0	0	0
合計	1,843	1,659	0	0	0	0	0	0	0	0	1,843	1,659	638	574	1,836	1,652	0	0	0	0

別紙2（廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書）

1 当該事業場において行っている事業に関する事項

①事業の種類	0611 一般土木建築工事業
②事業の規模	元請完成工事高（令和元年度）：36.76億円（税込）
③従業員数	367名（関西支店）
④産業廃棄物の一連の処理の工程	<p>総合工事（解体工事を含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・石綿含有廃棄物 → 最終処分場に委託処理</li> <li>・がれき類 →①法令等に基づいた上で、自ら利用できる場合は現場内利用。 ②再生処理業者に委託して再資源化。</li> <li>・建設汚泥 →①法令等に基づいた上で、自ら利用できるものは現場内利用。 ②再生処理業者に委託して再資源化。</li> <li>・その他 → 原則、再生処理業者に委託して再資源化。</li> </ul>

2 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項（管理体制図等，別紙を参照）

3 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	<p>（これまでに実施した取組）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・省梱包による現場搬入</li> <li>・プレカット（LGS、ボード）を実施</li> <li>・有価物の分別の徹底（スクラップ、電線、ダンボール等）</li> </ul>
②計画	<p>（今後実施する予定の取組）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資材、工具、用品を転用し有効利用を図る</li> <li>・材料持ち込みのユニット化</li> <li>・廃棄物の発生が少ない工法の採用</li> <li>・余剰材の引き取り</li> <li>・残コンの有効利用</li> </ul>

4 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	<p>（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定建設資材は、4品目（コンクリート、コンクリートと鉄からなる建設資材、木材、アスコン）に分別。その他紙くず、廃石膏ボード、金属、廃プラなどは4品目以上に分別。</li> </ul>
②計画	<p>（今後、分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・分別する予定の産業廃棄物の種類は現状を維持。</li> <li>・小口回収システムをさらに定着させる。</li> <li>・分別ヤード確保と分別品目・方法の見える化</li> </ul>



5 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) ・実施なし
②計画	(今後実施する予定の取組) ・実施の予定なし

6 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) ・実施なし
②計画	(今後実施する予定の取組) ・実施の予定なし

7 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) ・実施なし
②計画	(今後実施する予定の取組) ・実施の予定なし

8 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

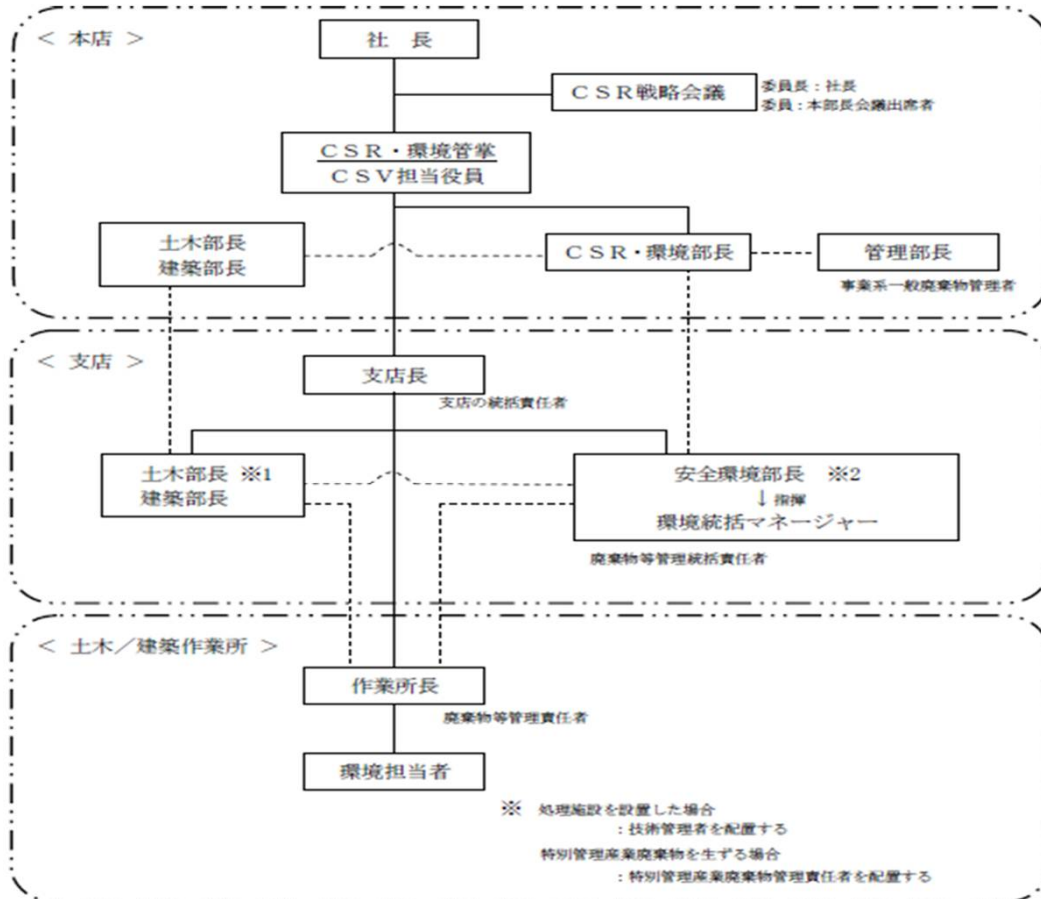
①現状	(これまでに実施した取組) ・委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約を実施している。 ・電子マニフェストの使用率を上げるため原則紙マニフェスト使用禁止としている。
②計画	(今後実施する予定の取組) ・可能な限り優良認定処理業者から選定する。 ・さらに電子マニフェストの使用率向上に取り組む。 ・可能であれば、再生利用者、熱回収業者への処理委託を優先する。 ・再資源化率の高い処理業者を優先的に選定していく。 ・委託先処理業者に対して定期的な現地確認等を強化する。

# 廃棄物処理に関する管理体制

別紙

支店統括責任者	関西支店長
廃棄物等管理統括責任者	環境統括マネージャー
役割	支店長 ①支店の統括責任者 ②廃棄物処理委託契約の承認 ③廃棄物等管理統括責任者の任命
割	支店安全環境部長 環境統括マネージャー ①環境統括マネージャーの指揮 ②支店の廃棄物等管理統括責任者 ③廃棄物等の実績把握と本店への報告 ④マニフェストの運用管理及び保管 ⑤廃棄物処理委託業者の調査、及び承認時の確認
	支店土木部長・支店建築部長 ①廃棄物処理委託業者との委託契約の承認 ②マニフェストの運用管理
作業所長	①廃棄物等管理責任者 ②産業廃棄物処理施設を設置する場合、技術管理者の指名 ③特別管理産業廃棄物を生ずる場合、特別管理産業廃棄物管理責任者の指名
環境担当者	①マニフェストの運用管理 ②産業廃棄物等の分別、保管、処理の管理 ④廃棄物の排出実績の記録

廃棄物管理体制図



※1 営業支店の場合は土木施工グループ、建築施工グループに読み替える。以下同じ。  
 ※2 営業支店の場合は安全環境グループに読み替える。以下同じ。

凡例  
 — : 主ライン  
 - - - : 連絡・協議